

岩手県監査委員告示第20号

監査結果の公表（平成29年岩手県監査委員告示第34号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年3月30日

岩手県監査委員 小野 共  
 岩手県監査委員 千葉 伝  
 岩手県監査委員 吉田 政司  
 岩手県監査委員 工藤 洋子

1(1) 監査対象機関名 農林水産部農林水産企画室

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成29年8月3日

イ 本監査実施日 平成29年9月1日

(3) 監査結果の公表の日 平成29年9月29日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
負担金の支出に当たり、債務確定後相当期間経過してから支出しているものが1件、18,403,680円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	今後は、都道府県からの派遣職員に係る予算管理表を、民間団体からの派遣職員を含めたものに改めるほか、出納整理期間における上司による管理表の検収、グループミーティング等を通じた職員相互の事務確認により、再発防止に努めることとした。

2(1) 監査対象機関名 県土整備部県土整備企画室

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成29年8月9日

イ 本監査実施日 平成29年8月30日

(3) 監査結果の公表の日 平成29年9月29日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
公用車の運行に当たり、法定の検査を受けないまま運行しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	公用車の運行に当たっては、車両管理の徹底とともに、定時及び随時の点検等を行い、適正な事務の執行に努めることとした。

3(1) 監査対象機関名 盛岡広域振興局土木部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成29年7月4日及び同月5日

イ 本監査実施日 平成29年8月8日

(3) 監査結果の公表の日 平成29年9月29日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 県営住宅使用料及び県営住宅駐車場利用料の徴収に当たり、調定すべき金額を誤っているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	ア 住宅使用料等の調定に当たっては、誤りの要因を調査究明し、調定額の修正等の措置を講じるとともに、調定額の誤りを防止するため、財務会計及び住宅管理の二つ

<p>イ 赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、17,500円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>なお、前年度の監査の結果、注意事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。</p>	<p>のシステムデータを複数の職員により確認を行うなど、適正な事務の執行に努めることとした。</p> <p>イ 赴任旅費の過払額については、平成29年7月4日に返納処理を完了した。</p> <p>今後は、支出命令担当機関と相互チェックを行うなど、適正な事務の執行に努めることとした。</p>
--	---

4(1) 監査対象機関名 県南広域振興局農政部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成29年6月27日及び同月28日

イ 本監査実施日 平成29年8月2日

(3) 監査結果の公表の日 平成29年9月29日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、33,900円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>支給すべき金額より多く支給していた1件、33,900円について、平成29年7月14日に返納処理を完了した。</p> <p>今後は、課内職員全員で赴任旅費の確認を行うこととし、再発防止に努めることとした。</p>

5(1) 監査対象機関名 県南広域振興局土木部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成29年6月13日及び同月14日

イ 本監査実施日 平成29年8月4日

(3) 監査結果の公表の日 平成29年9月29日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>ア 道路占用料の徴収に当たり、著しく遅れて調定しているもの及び調定すべき金額より多く調定しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>なお、前年度の監査の結果、注意事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。</p>	<p>ア 道路占用料の徴収に当たっては、債権確定後は速やかに調定を行うとともに、道路占用許可システムのデータを複数の職員により確認を行うなど、適正な事務の執行に努めることとした。</p>
<p>イ 需用費の支出に当たり、二重払をしているものが1件、72,110円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>イ 需用費の過払額については、平成28年10月20日に収納した。</p> <p>今後は、複数の職員により相互チェックを行うことにより、適正な事務の執行に努めることとした。</p>

6(1) 監査対象機関名 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成29年5月30日及び同月31日

イ 本監査実施日 平成29年8月2日

(3) 監査結果の公表の日 平成29年9月29日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、旅行完了後著しく遅れて支給しているものが1件、90,544円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	赴任旅費の支給に当たっては、旅費規程や派遣規約等の確認を行うなど、適正な事務の執行に努めることとした。